

## 18 『名家灸選』所収の紐状物を使用し

## た取穴法

鶴田泰平

日本鍼灸研究会

『名家灸選』は江戸後期の仇家・浅井惟亭〔一七六〇～一八二六〕が著した灸法の専門書である。その構成は上部病・中部病・下部病・緩治病・急需病・癩瘍病・婦人・小児・雜篤・附録敷灸の十類の中に、四十種の病症項目があり、全百三十三法の灸法が所収されている。それらの灸法には書名・人名・傳承などの典故が示されている。

灸治療を行う際の施灸部位としては既存の經穴及び疼痛部位が主に用いられるが、それらとは別に徒手及び特有の道具を用いた取穴法により得られる身体上の箇所も用いられてきた。今回はそのなかでも紐状物を使用した取穴法がどのような認識で用いられていたかを推測することを目的として、『名家灸選』中の紐状物

を使用した取穴法の登場数、典拠の傾向、紐状物の用法などの調査をした。

調査対象の灸法は、施灸箇所決定の過程で紐状物を使用するものとし、「繩」「繩子」「稗」紐状物の表記があるものと、表記はないが紐状物の使用を示唆しているものとは別にした。

調査の結果、「繩」「繩子」「稗」などの紐状物の表記がある灸法は全百三十三灸法中二十五灸法（全灸法の十八・八％）であり、この中には特効穴的に用いられていた「寝聚七穴」「瘡瘍八處灸法」「九曜灸」が含まれている。また、明確な紐状物の表記はないが、紐状物を使用することを前提としてと思われる記述の灸法は十灸法（全灸法の七・五％、「繩」「繩子」「稗」）であり、この中にも「梅花五灸法」が含まれている。なお紐状物の表記のある二十五灸法の典拠としては江戸中期成立の灸法書『五蘊抄』（江戸中期の醫家・田中智新「生没年不詳」著『鍼灸五蘊抄』）と「試効」（「しこう」もしくは「こころみてこうあり」で、浅井惟亭自らが治療効果を確認した灸法に典拠として附されて

いる)がともに五灸法ずつで最多であり、「古傳」(四灸法)、「俗傳」(三灸法)と続く。また、典拠の中には『赤水』(『赤水玄珠』)、『得効方』(『世仇得効方』)といった漢籍もいくつかみられ、紐状物の使用は日本独自の手法ではないことが窺える。

取穴過程における紐状物の使用法は、凡そ三段階から成る傾向があり、内容は以下のとおりであった。「第一段階」紐状物で身体上の特定の距離  $a$  を測り取る。「第二段階」 $a$  の内の使用する長さ  $b$  を決定する(幾等分かしたので必要部分を除いて切断することが多い)。「第三段階」第一段階とは別の身体部位の支点  $o$  から直線的もしくは曲線的に  $b$  の長さを測る。これにより得られた点が施灸箇所または次段階の基準点となる。

この傾向より、取穴に紐状物を使用する目的は既定の骨度法(身体部位を一定之長さに定め、其の長さを基準に經穴の位置を決定する方法)では取穴しがたい箇所を簡便・迅速に決定することにあつたと推測される。また、前述の三段階の過程を行うには、屈曲自在に体表面に適応し、なおかつ正確な計測を行う為には

ゴムのように伸びない、伸縮性の無い材料が必要であり、身近にあり、すぐに手に入りやすいものが望ましかった為に「繩」「稗」といった材料が使用対象となつたと思われる。